

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年1月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第37条の6第2項本文中「4,400円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(上下水道局総務部職員課)